

## 香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請【申請受付要項】（概要）

### 【受付期間】

令和4年4月14日（木）から令和4年5月31日（火）まで（当日消印有効）

### 【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で郵送してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業時間短縮協力金事務局や県庁への持参による申請はできません。

<宛先> 〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階  
香川県営業時間短縮協力金（第11次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

### 【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金 第11次」を検索して、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課、高松市内の各総合センター・支所・出張所でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

**香川県営業時間短縮協力金コールセンター** ☎ 087-825-5535

開設期間：令和4年4月14日（木）～5月31日（火）9時～17時30分（平日のみ）

協力金の不正受給は犯罪です！！ 適正な申請をお願いします。

この協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・P. 1～P. 22  
記載例・・・P. 23～P. 49

**※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。**



# 香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請 【申請受付要項】

令和4年4月13日

## 1 趣旨

---

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和4年3月7日（月）午前0時から3月21日（月・祝）午後12時までの営業時間短縮等の要請に全面的に応じていただいた県内に店舗を有する飲食事業者の皆様に、香川県営業時間短縮協力金（第11次）（以下「協力金」という。）をお支払いするものです。

## 2 支払い対象・支払い要件

---

### 【支払い対象】

香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支払い対象とならない場合がありますので7ページをご覧ください。

### 【支払い要件】

➤ 令和4年3月7日（月）午前0時から3月21日（月・祝）午後12時までの営業時間短縮等の要請期間を通して、営業時間等を次のとおりとしたこと

#### ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

次の①又は②のいずれかの営業時間短縮等の内容を選択できますが、要請期間を通じ選択された内容に対応する方法に固定して、協力金の額を計算します。

① 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとしたこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

② 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

#### ②「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を受けていない店舗（以下「非認証店」）

営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

- 1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。
- 営業時間短縮等の要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
- 通常の営業時間が午後9時を超えている認証店が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金（売上高方式の場合2万5千円から7万5千円）をお支払いすることとなります。
- 通常の営業時間が午後9時までの認証店が、1日でも午後9時までの時短営業（酒類の提供は午後8時まで）を選択した場合は、全期間支払い対象となりません。
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けたこと（認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く。）
- 申請する店舗すべてで営業時間短縮等の要請期間の開始日（3月7日（月））より前に1日以上営業期間があり、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること
- 早期支払いを受けた店舗については、売上高方式（※）による算定を行うこと  
※ 売上高方式とは、協力金を算定する際に前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高に基づいて協力金の額を算定する方式のこと

### 3 支払い額

- ・ 店舗ごとの協力金の額は、次の方法で計算します。

$$\frac{\text{「店舗ごとの協力金の額」}}{\text{「1日当たりの協力金の額」}} = \text{「要請に応じた日数」}$$

※ 「要請に応じた日数」には、定休日や営業時間短縮等の要請前に店休日としていた日は含みません。

- ・ 1事業者が、対象となる店舗を複数営業している場合、支払い要件を満たした各店舗の支払い額を合算した額が支払い額となります。
- ・ 第11次の協力金の早期支払いを受けている場合は、売上高方式により算定した協力金の金額から協力金早期支払い分（1店舗ごとに定額15万円）を差し引いた額が支払い額となります。

#### 1日当たりの協力金の額の求め方

「かがわ安心飲食店認証制度」の**認証店**が、営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時までとしたこと。

※ 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

売上高区分 対象区分		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの飲食業売上高 (税抜き) (※1)		
		8万3,333円 以下	8万3,333円超 ～ 25万円以下	25万円超
中小企業	<b>【売上高方式】</b>	2万5千円	2万5千円～7万5千円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.3」 (1千円未満は切り上げ)	7万5千円
	<b>【売上高減少額方式】</b>	<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)  ただし、 「20万円」又は 「前年、前々年若しくは前々々年の 1日当たりの飲食業売上高×0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		
大企業 <b>【売上高減少額方式】</b>		<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)  ただし、 「20万円」又は 「前年、前々年若しくは前々々年の 1日当たりの飲食業売上高×0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		

「非認証店」又は「認証店」が、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと。

※ 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

売上高区分 対象区分		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの飲食業売上高 (税抜き)(※1)		
		7万5,000円 以下	7万5,000円超 ～25万円以下	25万円超
中小企業	【売上高 方式】	3万円	3万円～10万円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.4」 (1千円未満は切り上げ)	10万円
個人事業主	【売上高 減少額 方式】	<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額(※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
大企業	【売上高減少額方式】			

※1 「飲食業売上高」は、飲食業以外の事業や営業時間短縮の協力要請の対象とならない事業（テイクアウトや物品販売等）に関する売上を除いて計算してください。

ただし、次の場合には、これらの飲食業以外の事業等の売上について、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

- ① 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合
- ② 飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合

※2 「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年、前々年又は前々々年の「飲食業売上高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から、本年の「時短要請期間」における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。

「飲食業売上高を参照する期間」と「時短要請期間」の組み合わせは、次の①～⑥のいずれかとなります。

	選択方式	飲食業売上高を参照する期間	時短要請期間
①	月単位方式	令和3年3月	令和4年3月
②		令和2年3月	
③		平成31年3月	
④	時短要請期間方式	令和3年3月7日から3月21日まで	令和4年 3月7日から3月21日まで
⑤		令和2年3月7日から3月21日まで	
⑥		平成31年3月7日から3月21日まで	

**例外として、以下の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算することも可能です。(特例適用)**

**【平均方式（年間売上高による申請）】 ※中小企業・個人事業主のみ**

○ 前年、前々年又は前々々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高等を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

- ・  $\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高} = \text{事業者全体の飲食業売上高} \div \text{店舗の数}$
- ・  $\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高}}{\text{年間の日数 (休業日 (定休日などの店休日) を除く)}}$

**【新規開店特例】 ※大企業を含む**

○ 時短要請月（3月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年、前々年又は前々々年の飲食業売上実績が無い場合は、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{売上高を参照する期間の1日当たりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{開店の日から時短要請期間の開始日の前日（3月6日）までの期間の飲食業売上高の合計}}{\text{同期間の営業日数（休業日を除く）}} \end{aligned}$$

**【合併・法人成り・事業承継特例】**

○ 合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年、前々年又は前々々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年、前々年又は前々々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

**【罹災特例】**

○ 前年、前々年又は前々々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々々年の時短要請月（期間）の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

### 【中小企業、個人事業主の方へ】

通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が「営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択した場合、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は2万5千円（下限額）です。

また、通常の営業時間が午後8時を超えている非認証店又は認証店が「営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を行わないとする営業時間短縮等の内容」を選択した場合、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が7万5千円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は3万円（下限額）です。

これらの場合には、店舗毎の営業時間短縮等の内容により、1店舗当たりの協力金として、下限額（2万5千円又は3万円）× 要請に応じた日数をお支払いします（協力金の早期支払いを受けている場合は、早期支払い分を差し引いた額となります。）。

1日当たりの協力金の額が下限額の申請の場合には、売上高計算シートの作成や売上帳等の写しの提出は不要です。

### 【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。

なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種（具体例）	① 又は ②のいずれかを満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 (飲食店)		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ・会社役員及び個人事業主本人
- ・日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）



## 【支払い対象とならない場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

- （ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないとし事が認める者

※ 香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象となりません。

- （エ） 既にこの協力金（第 11 次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第 11 次）の支払いは 1 店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。ただし、早期支払い分と本申請分をあわせて 1 回とします。）
- （オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- （カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りが営業主体と認められる店舗
- （キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

## 4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A 4 の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

### (1) 香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請 申請書（第1号様式）

【記載例 P. 23～24】

共通

- 「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- 手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可）
- 複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに必要となる様式（別紙1）及び別紙2若しくは別紙3、又は別紙6及び別紙7若しくは別紙8を作成し、全店舗分をまとめて記載し提出してください。

### (2) 店舗ごとの協力内容について別紙1又は別紙6

【記載例 P. 25～27】

共通

- 店舗ごとに作成してください。
- 通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金をお支払いすることとなりますので、別紙1から別紙5までの該当する様式を用いて協力金申請額を計算し提出してください。
- 通常の営業時間が午後8時を超えている「非認証店」又は「認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容（要請に応じて臨時休業した場合を含む。）を全期間を通して選択した場合には、別紙6から別紙10までの該当する様式を用いて協力金申請額を計算し提出してください。

### (3) 店舗ごとの協力金申請額を計算する際に必要となる書類

選択

- 店舗ごとに営業時間短縮等の内容（「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店は選択可能）、算定方式（売上高方式、売上高減少方式）に応じた書類の提出が必要になります。
- 中小企業又は個人事業主であり、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は2万5千円（下限額）です。  
【A】欄のとおり、「店舗ごとの協力金申請額計算別紙2」により、協力金申請額を計算し提出してください。  
なお、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円を超え、売上高方式で算出する場合は【B】欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。
- 大企業であり、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、売上高減少額方式で算出するため、【B】及び【C】の欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。（中小企業又は個人事業主も選択可）

- ▶ 中小企業又は個人事業主であり、通常の営業時間が午後8時を超えている非認証店、又は「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を行わないこと（全期間休業を含む。）とする営業時間短縮等の内容を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が7万5,000円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は3万円（下限額）です。

【D】欄のとおり、「店舗ごとの協力金申請額計算別紙7」により、協力金申請額を計算し提出してください。

なお、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が7万5,000円を超え、売上高方式で算出する場合は【E】欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。

- ▶ 大企業であり、通常の営業時間が午後8時を超えている非認証店、又は「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を行わないこと（全期間休業を含む。）とする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、売上高減少額方式で算出するため、【E】及び【F】の欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。（中小企業又は個人事業主も選択可）

### 【A】 【記載例 P. 28】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合）

- ▶ 店舗ごとの協力金申請額計算別紙2

（店舗1日当たりの協力金の額は、2万5千円となります。）

### 【B】 【記載例 P. 29】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）を超える場合

（月単位方式を選択する場合）

- ▶ 店舗ごとの協力金申請額計算別紙2、売上高計算シート①

前年、前々年又は前々々年の3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

- ▶ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第10次の協力金の申請の際に直近（一番最近）のものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

(時短要請期間方式を選択する場合)

- 店舗ごとの協力金申請額計算<sup>別紙2</sup>、売上高計算シート①
- 前年、前々年又は前々々年の3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書(※)の写し
- 上記期間中の休業日(定休日や不定休による店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

前記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第10次の協力金の申請の際に直近(一番最近)のものを提出している場合は省略することも可能です。  
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

※ 確定申告書の写しについては「(7) 税務署等に提出した直近(一番最近)の確定申告書の写し」を参考にしてください。 同じものとなる場合は、1部提出してください。

【 ㉔ 】 【記載例 P. 30】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合  
【 ㉔ 】に加え、これら書類の提出が必要です。

(月単位方式を選択する場合)

- 店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式) <sup>別紙3</sup>、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日(定休日や不定休による店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

(時短要請期間方式を選択する場合)

- 店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式) <sup>別紙3</sup>、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年の3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日(定休日や不定休による店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

【 ㉔ 】 【記載例 P. 33】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が7万5,000円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり3万円の場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算別紙7

（1店舗1日当たりの協力金の額は、3万円となります。）

【 ㉕ 】 【記載例 P. 34】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が7万5,000円（税抜き）を超える場合

（月単位方式を選択する場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算別紙7、売上高計算シート①

➤ 前年、前々年又は前々々年の3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

➤ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第10次の協力金の申請の際に直近（一番最近）のものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

（時短要請期間方式を選択する場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算別紙7、売上高計算シート①

➤ 前年、前々年又は前々々年の3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

➤ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第10次の協力金の申請の際に直近（一番最近）のものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

※ 確定申告書の写しについては「(7) 税務署等に提出した直近（一番最近）の確定申告書の写し」を参考にしてください。 同じものとなる場合は、1部提出してください。

【 ㊦ 】 【記載例 P. 35】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供なしとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合  
【 ㊥ 】に加え、これら書類の提出が必要です。

(月単位方式を選択する場合)

- 店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式) **別紙8**、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日(定休日や不定休による店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

(時短要請期間方式を選択する場合)

- 店舗ごとの協力金申請額計算(売上高減少額方式) **別紙8**、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年の3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日(定休日や不定休による店休日)が確認できるもの(上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。)

(4) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

該当者のみ

- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所が、申請者の現住所と一致する本人確認書類の写しを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
  - マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- (注意) マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

〔第2次から第10次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(5) 協力金の振込口座の通帳等の写し

共通

- 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人名義の口座に限ります。
- 預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

〔第2次から第11次(第11次については早期支払い分)の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(注意) 振込口座を変更した場合は必ず、通帳等の写しをご提出ください。

(6) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

共通

- 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写しを提出してください。

(注意) 営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。

- 複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

〔第2次から第10次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

## (7) 税務署等に提出した直近（一番最近）の確定申告書の写し

共通

- 税務署等に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。  
(税務署等の受付印の有無は問いません。)
  - 新たな事業年度の確定申告を行った場合は、必ず、直近（一番最近）の確定申告書の写しを提出してください。
- 〔第2次から第10次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

### 【法人の場合】

#### (県内に主たる事務所を有する法人)

- 法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し【P.17～18 参照】
- 法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し【P.19 参照】  
(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し)

#### (県外に主たる事務所を有する法人)

- 香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し【P.20 参照】

(注意) 当該法人の場合は、提出書類のうち「確定申告書」を「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」に読み替えて適用し、前年、前々年又は前々々年の「確定申告書」についても同様とします。

(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人(設立・異動)届」の写し)

### 【個人事業主の場合】マイナンバーの部分全てを黒塗りしてください

#### (青色申告の場合)

- 所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.21 参照】
- 所得税青色申告決算書（1頁）の写し【P.22 上表参照】

#### (白色申告の場合)

- 所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.21 参照】
- 収支内訳書（1頁）の写し【P.22 下表参照】

〔開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し  
所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「市民税・県民税申告書」の写し〕

## (8) 申請店舗の外観・内観の写真等

共通

- 申請しようとする店舗で営業している事実、店休日、営業時間・酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の状況、感染防止対策等の事実が確認できるものを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
- 1枚の写真で下記のうち複数の項目が確認できる場合は、1枚の写真を複数項目の写真として共用いただいても結構です。  
(例) 店舗の外観と営業時間短縮の貼紙、酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の状況がわかる貼紙が1枚の写真で確認できる場合等

- ①店舗の外観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
- ②店舗の内観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
- ③営業時間短縮の状況（貼紙を掲示したもの等）がわかる写真、ホームページや SNS の印刷、チラシ等
- ④酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の時間又は行っていないこと（貼紙を掲示したもの等）がわかる写真、ホームページや SNS の印刷、チラシ等
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等の遵守を確認できる写真（ガイドラインの遵守を宣言する貼紙の掲示など）

**(9) 誓約書（第2号様式）【記載例 P. 39】**

共通

- 誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

**(10) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）  
【記載例 P. 40】**

共通

- 申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- 申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- 複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

**(11) (該当者のみ) 平均方式（年間売上高による申請）を用いる  
中小企業・個人事業主の場合に必要な書類【記載例 P. 31、36】**

該当者のみ

(注意) 前年、前々年又は前々々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合に例外的に用いる方法であり、中小企業・個人事業主のみが利用可能です。

- 店舗ごとの協力金申請額計算（平均方式（年間売上高による申請））については、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、**別紙4**により協力金申請額を計算し提出してください。
- なお、通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、**別紙9**により協力金申請額を計算し提出してください。
- 前年、前々年又は前々々年の年間売上高や店舗数が確認できる書類を添付してください。
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの

**(12) (該当者のみ) 新規開店特例を用いる場合に必要となる書類  
【記載例 P. 32、37】**

該当者のみ

(注意) 時短要請月（3月）を基準に、開店後1年未満の店舗で、参照する前年、前々年又は前々々年の売上実績が無い場合に例外的に用いるものです。

- 店舗ごとの協力金申請額計算（新規開店特例）については、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、**別紙5**と売上高計算シート③により協力金申請額を計算し提出してください。



- ▶ なお、通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、**別紙 10**と売上高計算シート③により協力金申請額を計算し提出してください。
  - ▶ 開店から3月6日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
  - ▶ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの
  - ▶ 時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料（開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等）の写し
  - ▶ ただし、次の場合には、一部の書類の提出が不要です。
    - ①通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合で、協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合  
「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出が不要
    - ②通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容を選択した場合で、協力金の額が1店舗1日当たり3万円の場合  
「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出が不要
- 第2次から第10次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。  
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

**(13) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書**別紙 11**を用いる場合【記載例 P. 38】**

該当者のみ

- (注意) 事業承継により営業を継続しており、申請者（時短要請月の店舗の事業者）と参照期間の事業者が異なる場合に例外的に用いるものです。
- ▶ 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書**別紙 11**
  - ▶ 合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
  - ▶ 法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
  - ▶ 事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し

**(14) (該当者のみ) 罹災特例を用いる場合**

該当者のみ

- (注意) 前年、前々年又は前々々年において、店舗に震災、風水害、火災等の影響があった場合に、特例として前々々々年の時短要請月（期間）の飲食店売上高を用いる方法です。
- ▶ (3) **【A】** ~ **【F】** の「前年、前々年又は前々々年」を「前々々々年」に読み替えて適用しますので、様式等は (3) **【A】** ~ **【F】** に記載のものを用いてください。
  - ▶ 上記以外に、市町が発行する罹災証明書の写しを添付してください。

**(15) チェックリスト【記載例 P. 41~42】**

共通

- ▶ 提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

## 5 申請書の審査

---

- 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、協力金をお支払いすることができませんのでご注意ください。
- 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

## 6 協力金の支払い

---

- できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケン 11 ジジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。  
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

## 7 関係書類の保管等

---

- 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保管し、県から提出等の求めがあったときはこれに応じてください。

# 添付書類の見本

●「4 申請に必要な書類（提出書類）」のうち、「(7) 税務署等に提出した直近（一番最近）の確定申告書の写し」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】（県内に主たる事務所を有する法人）

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長 鑑		法人区分		青色申告 一連番号	
納税地	電話	事業種目	管理番号	事業年度(年)	売上金額
フリガナ		同業区分	申告年月日	通算期間	申告年月日
法人名		旧納税地及び旧法人名等	申告年月日	確定申告書の提出の有無	確定申告書の提出の有無
法人番号		添付書類	申告年月日	税理士法第30条の書面提出者	税理士法第33条の2の書面提出者
フリガナ			申告年月日		
代表者 氏名			申告年月日		
代表者 住所			申告年月日		
所得金額又は次頁金額 (別表四148の①)	1				
法人税額 (53)+(54)+(55)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六1174②)	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4				
所得控除の承認を要する前払の増減等	5				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	6	0	0	0	
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7				
留保金 (別表三1174④)	8	0	0	0	
同上に対する税額 (別表三1178③)	9				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	11				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	12				
控除税額 (10)-(11)-(12)	13				
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14				
中間申告分の法人税額	15				
差引所得に対する法人税額 (14)-(15)	16				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	17				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	18				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	19				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	20				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	21				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	22				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	23				
課税土地調査利益金額 (別表三1171①-①)	24				
所得控除等の控除金額 (21)	25				
中間納付額 (15)-(16)	26				
欠付金の残戻しによる増付法人税額 (25)+(26)	27				
この申告による増付金額 (43)-(42)	28				
この申告による増付金額 (43)-(42)	29				
この申告による増付金額 (43)-(42)	30				
この申告による増付金額 (43)-(42)	31				
この申告による増付金額 (43)-(42)	32				
この申告による増付金額 (43)-(42)	33				
この申告による増付金額 (43)-(42)	34				
この申告による増付金額 (43)-(42)	35				
この申告による増付金額 (43)-(42)	36				
この申告による増付金額 (43)-(42)	37				
この申告による増付金額 (43)-(42)	38				
この申告による増付金額 (43)-(42)	39				
この申告による増付金額 (43)-(42)	40				
この申告による増付金額 (43)-(42)	41				
この申告による増付金額 (43)-(42)	42				
この申告による増付金額 (43)-(42)	43				
この申告による増付金額 (43)-(42)	44				

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

令和 年 月 日 納税者氏名		法人区分 事業種目 事業年度の初日の属する暦年 円	白色申告 一連番号
納税地 フリガナ 法人名 法人番号 フリガナ 代表者 記名 代表者 住所	電話( ) - ( ) - ( )	同非区分 特別徴収 特別徴収 特別徴収	整理番号 事業年度(年) 売上金額 申告年月日 申告月日 申告区分
平成・令和 年 月 日 令和 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 の計算期間 令和 年 月 日)	申告書 申告書 申告書

別表一 各事業年度の所得に係る申告書1内国法人の分……令二・四・一以後終了事業年度等分

所得金額又は欠損金額 (附表四(48)の①)	1		所得税の額 (附表六(1)(6)の①)	17	
法人税額 (33)+(34)+(35)	2		外国税額 (附表六(1)(20))	18	
法人税額の特別控除額 (附表六(1)(4))	3		計	19	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (13)	20	
課税所得の算出に際して控除された 法人税額の特別控除額の加算額 (附表三(1)(2)(1)+(2)(1)+(2)(2))	5		控除しきれなかった金額 (10)-(20)	21	
課税土壌改良費控除額 (附表三(1)(2)(1)+(2)(1)+(2)(2))	6	000	土地改良費税額 (附表三(1)(27))	22	0
同上に対する税額 控除(22)+(23)+(24)	7		同上	23	0
留保金 課税留保金額 (附表三(1)(7)(4))	8	000	同上	24	00
留保金 同上に対する税額 (附表三(1)(7)(8))	9		この申告による残付金額 (25)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		中間納付額 (15)-(14)	26	
この申告書の提出による法人税額の計算	11	00	欠損金の繰戻しによる差引請求税額	27	
役員報酬に基づく過大申告の 戻上に伴う控除法人税額	12		計	28	
控除税額 (28)-(29)-(30)-(31)-(32)	13		この申告書の提出による 中間納付額 (26)	29	
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	00	この申告書の提出による 中間納付額 (26)と この申告書の提出による 中間納付額 (29)との差額 (26)-(29)	30	00
中間申告分の法人税額	15	00	文書又は電子申告書の提出額 (附表七(1)(6)(1)+(6)(2)) または(2)(1)又は(2)(2)	31	
差引(確定申告書の提出による) 法人税額(納税し、マイナスの 場合は(31)-(32)または(31)-(32))	16	00	償還・還付請求金額又は支払戻上 (附表七(1)(7)の合計)	32	
課税所得の算出に際して 控除した法人税額 (16)-(17)-(18)-(19)	33		この申告による残付金額 (43)-(42)	45	
課税所得の算出に際して 控除した法人税額 (16)-(17)-(18)-(19)	34		この申告による法人税額 (45)	46	
課税所得の算出に際して 控除した法人税額 (16)-(17)-(18)-(19)	35	000	この申告による法人税額 (45)と この申告による法人税額 (46)との差額 (45)-(46)	47	
地方法人税額 (58)	36		この申告による法人税額 (45)と この申告による法人税額 (46)との差額 (45)-(46)	48	000
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		この申告による納付 すべき地方法人税額 (48)	49	00
所得地方法人税額 (36)+(37)	38				
外国税額の控除額 (附表六(1)(50))	40				
役員報酬に基づく過大申告の 戻上に伴う控除地方法人税額	41				
差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	00			
中間申告分の地方法人税額	43	00			
差引(確定申告書の提出による) 地方法人税額(納税し、マイナスの 場合は(42)-(43)または(42)-(43))	44	00			

税理士  
署名押印

「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

法人事業概況説明書

FB1006

※本「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人毎の得意先と一括送付して提出してください。  
 ※2. 記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、補充の場面に別途記載の上、送付願います。

○C記入方用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

この用紙は「法人」単位で記入してください。

法人番号	事業年度	自令組	代表者	取締役
法人名	本社ホームページの有無	有	本社ホームページのURL	
1 事業内容	(1) 支店・店舗数	(2) 国内子会社の数		
4 期末従業員等の状況	1 勤労役員	2 期末従業員	3 役員報酬	4 役員報酬
10 主要科目	1 売上(収入)原価	2 売上(収入)粗利益	3 売上(収入)総利益	4 営業利益

10 主要科目・仕訳表等に対する注記等の記載は、千円単位で記載してください。

12 事業内容の特異性	13 設備等の状況	14 決算日別の状況	15 帳簿簿類の名称	16 税理士の関係状況
17 加入組合等の状況	18 月別の売上高等の状況	19 当期の営業		

18 月別の売上高等の状況の単位は千円単位です。









※ 受付番号は協力金事務局が記入します

第1号様式（第5条関係）

(※) 協力金事務局 記載欄

記載例

第11次（本申請分）  
受付番号

第 次  
受付番号

下記協力金のいずれかを受給済みであり、申請要件を満たす場合は、下記の□に✓を記入してください。		申請日	令和4年	4	月	20	日
<input checked="" type="checkbox"/> 第2次協力金(4/28~5/11)	<input checked="" type="checkbox"/> 第5次協力金(8/7~8/19)	<input checked="" type="checkbox"/> 第8次協力金(9/13~9/30)					
<input checked="" type="checkbox"/> 第3次協力金(5/12~5/31)	<input checked="" type="checkbox"/> 第6次協力金(8/20~9/12)	<input checked="" type="checkbox"/> 第9次協力金(1/21~2/13)					
<input checked="" type="checkbox"/> 第4次協力金(6/1~6/14)	<input type="checkbox"/> 第7次協力金(8/27~9/12)	<input checked="" type="checkbox"/> 第10次協力金(2/14~3/6)					
<input checked="" type="checkbox"/> 第11次（早期支払い分） 受付番号 <u>0000</u>	第11次協力金（時短要請期間 3/7~3/21）の早期支払い分（1店舗当たり15万円）の支給を受けている方は左の□に✓を付け、「支給決定・振込みのお知らせ」に記載している受付番号をご記入ください。						

香川県知事 殿 香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請 申請書

香川県営業時間短縮協力金（第11次）支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道 府・ <u>県</u>	高松	<u>市</u> 区 郡			
		〇〇町〇丁目〇-〇〇																
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル															
		法人名	株式会社〇〇															
		代表者職名	代表取締役社長										フリガナ	カガワ タロウ				
													代表者氏名	香川 太郎				
		常時使用する従業員数	25 人										資本金	3,000,000 円				
		主たる業種	(いずれかを○で囲んでください) <u>飲食業</u> ・ その他 (具体的に )															
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3			
		フリガナ	カガワ ハナコ										担当者 電話番号	087-000-0000				
		担当者氏名	香川 花子															
		担当者メールアドレス	000@0000.00.00															
		個人事業主の場合	住所 (代表者の自宅住所)	〒										都・道 府・県			市・区 郡	
			フリガナ											生年 月日	T. S. H. 年 月 日			
氏名																		
電話番号	-																	
メールアドレス																		

# 【協力金申請額】

11次（本申請）

※ 受付番号は協力金事務局が記入します

受付  
番号

申請店舗数 (営業時間短縮実施店舗数)	3	店舗
------------------------	---	----

記載例

店舗No.	協力金の額①	(うち早期支払い分の額)②	店舗No.	協力金の額①	(うち早期支払い分の額)②
1	325,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 150,000円	6	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円
2	338,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 150,000円	7	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円
3	384,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円	8	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円
4	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円	9	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円
5	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円	10	,000円	<input type="checkbox"/> 150,000円

※ 店舗ごとに別紙1又は別紙6【店舗ごとの協力内容について】を作成し、協力金の額を記入してください。早期支払いを受けた店舗についてはを記入して下さい。

①店舗ごとの協力金の額の合算額	1,047,000円
-----------------	------------

※ 協力金の額①の合計額を記入してください。

②うち早期支払い分の額の合算額	300,000円
-----------------	----------

※ 協力金の額のうち、の、早期支払い分の額②の合計額を記入してください。

<b>①－② 協力金 本申請 申請額</b>	<b>747,000円</b>
------------------------	-----------------

## 【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

**第2次から第11次（第11次については早期支払い分）の際に記載した振込口座と異なる場合には、必ず通帳等の写しを提出してください。**

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

※ 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙1

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

【店舗ごとの協力内容について】

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記載してください。

店舗ごとに別紙1を作成し、別紙2～5で店舗ごとの  
協力金支給額を計算してください。

店舗 情報	フリガナ	カガワシヨクドウ															
	店舗名	香川食堂															
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	市	郡			
		〇〇町〇丁目〇—〇〇															
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル															
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇															
	営業許可 番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
		高松市 以外	営業を許可した保健所名											□東讃	□中讃	□西讃	□小豆
		営業許可の有効期限	平成〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日														
	かがわ安心飲食店認証制度	認証店の認証番号											□	□	□	□	□
電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇																

※ 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

12時間制（午前・午後）で記入	通常時(※1)	要請期間中（3/7～3/21）(※2)
営業時間	開始 終了 午前11:00 ~ 午後 2:00 午後 5:00 ~ 午後11:00	開始 終了 午前11:00 ~ 午後 2:00 午後 5:00 ~ 午後 9:00
酒類提供時間 (酒類の提供「なし」の場合、 □に✓を記入)	開始 終了 午後 5:00 ~ 午後10:30 □ 酒類の提供なし	開始 終了 午後 5:00 ~ 午後 8:00 □ 酒類 提供なし

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

※2 今回の要請に対して、全期間休業した場合は「全期間休業」と記入してください。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり ( 日 曜日 ) <input type="checkbox"/> 定休日なし
--------	---

【要請に応じた日数】 次のとおり

- 定休日や要請前に店休日として休業した日は「◎」。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えている場合は「○」、午後8時(酒類提供なし)を超えている場合は「●」。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えて、かつ酒類提供なしを選択している場合は「◎」。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えて、かつ酒類提供なしを選択していない場合は「○」。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えて、かつ酒類提供なしを選択していない場合は「○」。
- 通常時の営業時間が午後9時を超えて、かつ酒類提供なしを選択していない場合は「○」。

<通常時の営業時間が午後9時を超えている認証店の場合>

- ④ 営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする時短営業
  - ⑤ 非認証店と同様に営業時間を午後8時まで(酒類提供なし)とする時短営業
- ④、⑤いずれかの時短営業の内容を選択することができましたが、期間中1日でも、④営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする時短営業の内容を選択した場合には、協力金は、売上高方式の場合、全期間1日当たり2.5万円から7.5万円で計算することになります。

時短営業(酒類提供なし)を継続した場合のみです。

令和4年(2022年)3月														
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月・祝
○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○
第11次 早期支払い分受領の有無								営業時間短縮等の要請に応じた日数 (「○」、「●」、「◎」の日数)						
<input checked="" type="checkbox"/> 15万円の支払いを受けている※								13 日(最大15日) 別紙2～5の時短協力日数に転記してください。						

※ 早期支払いを受けた場合は、☑を入れてください。

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙1

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

【店舗ごとの協力内容について】

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください。

店舗ごとに別紙1を作成し、別紙2～5で店舗ごとの  
協力金支給額を計算してください。

店舗 情報	フリガナ	サヌキシヨクドウ												
	店舗名	讃岐食堂												
	所在地	〒	7	6	3	—	0	0	0	0	香川県	丸亀	市	郡
		△△町△丁目△-△△												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇												
	営業許可 番号	<p>&lt;通常の営業時間が午後9時までの店舗が、要請期間中に認証店となった場合&gt; 認証店となった日以降、「営業時間を午後9時まで、酒類の提供（利用者による 酒類の店内持込みを含む。）を午後8時まで」に変更した場合には、非認証店で あった期間を含め、全期間、協力金の支払い対象となりません。</p>												
	営業許可の有効期限	平成〇年〇月〇日				〇月〇日								
	かがわ安心飲食店認証制度	認証店の認証番号				△ △ △ △								
電話番号	0877-〇〇-〇〇〇													

※ 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

12時間制（午前・午後）で記入	通常時（※1）	要請期間中（3/7～3/21）（※2）
営業時間	開始 終了 午前11:00～午後10:00	開始 終了 午前11:00～午後9:00
酒類提供時間 （酒類の提供「なし」の場合、 □に✓を記入）	開始 終了 午後5:00～午後8:30 <input type="checkbox"/> 酒類の提供なし	開始 終了 ～ <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。  
※2 今回の要請に対して、全期間休業した場合は「全期間休業」と記入してください。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり（木曜日）	<input type="checkbox"/> 定休日なし
--------	--	--------------------------------

【要請に応じた日数】 次のとおり記載して下さい。

- 定休日や要請前に店休日としていた日は「○」、通常時の営業時間が午後9時までの休業した日は「◎」。
  - 通常時の営業時間が午後9時までは「○」、午後8時（酒類提供なし）までは「◎」。
  - 通常時の営業時間が午後9時までは「◎」、午後8時（酒類提供なし）までは「◎」。
  - 通常時の営業時間が午後9時までは「◎」、午後8時（酒類提供なし）までは「◎」。
  - 通常時の営業時間が午後9時までの時短営業（酒類提供なし）を継続している場合は「◎」。
- <通常時の営業時間が午後8時を超え、午後9時までの認証店の場合>  
協力金の対象となるのは、非認証店と同様に要請期間を通じて営業時間が午後8時まで（酒類提供なし）とした場合のみです。  
要請期間中に1日でも、営業時間が午後8時を超えたり、酒類の提供を行った場合には、協力金は、要請の全期間について支払い対象となりませんのでご注意ください。

令和4年（2022年）3月														
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月・祝
◎	◎	◎	定	●	●	●	◎	◎	◎	定	●	●	●	◎
第11次 早期支払い分受領の有無							営業時間短縮等の要請に応じた日数 （「○」、「●」、「◎」の日数）							
<input checked="" type="checkbox"/> 15万円の支払いを受けている※							13 日（最大15日） 別紙2～5の時短協力日数に転記してください。							

※ 早期支払いを受けた場合は、☑を入れてください。

## &lt;対象店舗&gt;

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

## 【店舗ごとの協力内容について】

●店舗 No. 3 ※店舗 No. を記載してください。

店舗ごとに別紙6を作成し、別紙7～10で店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

店舗情報	フリガナ	セトウチシヨクドウ												
	店舗名	瀬戸内食堂												
	所在地	〒	7	6	1	—	0	0	0	0	香川県	綾歌市 <u>郡</u>		
		綾川町□□-△△												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社○○												
	営業許可 番号	高松市	—											
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			□東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 □西讃 □小豆								
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	営業許可の有効期限	平成○年○月○日 ~ 令和△年△月△日												
かがわ安心飲食店認証制度	認証店の認証番号													
電話番号	087-○○○-○○○○													

※ 申請者と名義が異なる場合、「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

12時間制（午前・午後）で記入	通常時（※1）	要請期間中（3/7～3/21）（※2）
営業時間	開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 9:30	開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 8:00
酒類提供時間 （酒類の提供「なし」の場合、 □に✓を記入）	開始 午後 5:00 ~ 終了 午後 9:00 □ 酒類の提供なし	開始 ~ 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供なし
定休日の有無	□定休日あり（曜日）	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日なし

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業する前の通常時の営業時間を記入してください。  
※2 今回の要請に対して、全期間休業した場合は「全期間休業」

定休日はなく、3月16日から3月18日まで店休日として予め決まっていた場合

## 【要請に応じた日数】

➢ 営業時間を午後8時まで短縮した日は「●」、休業した日は「◎」、定休日や要請前に店休日としていた日は「定」、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日は「/」を記入してください。

➢ 通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの店舗は、協力金の支払い対象となりません。

令和4年（2022年）3月														
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月・祝
●	●	●	●	●	●	●	●	●	定	定	定	●	●	●
第11次 早期支払い分受領の有無								営業時間短縮等の要請に応じた日数 （「●」、「◎」の日数）						
<input type="checkbox"/> 15万円の支払いを受けている※								12 日（最大15日） 別紙7～10の時短協力日数に転記してください。						

※ 早期支払いを受けた場合は、を入れてください。

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

記載例

11次（本申請分）

別紙2

●店舗 No. 1

①、②  
申請受付要項 P. 9

受付  
番号  
(※) 協力金事務局 記載欄

### 店舗ごとの協力金申請額計算

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します。」にチェックしてください。

※「前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例（申請受付要項 p. 5）に該当する場合は、別紙11も記入してください。

#### 【売上高方式】

中小企業ですか？（個人事業主は、「はい」にお進みください。）  
※ 中小企業に該当するかどうかは、（申請受付要項p. 6）を参照してください。

はい ↓ いいえ ↓

1店舗（飲食部門）の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか？  
（売上高計算シート①で計算することができます。）

はい ↓ いいえ又は不明 ↓

別紙3の方式も選択可能です。  
（売上高減少額方式）

【参照期間 いずれかにチェック】  
 平成31年 3月  
 平成31年 3/7～3/21  
 令和2年 3月  
 令和2年 3/7～3/21  
 令和3年 3月  
 令和3年 3/7～3/21

協力の額は、1日当たり25,000円です。  
以下を記入して当該店舗の協力の額を計算してください。

25,000円 ×  $\frac{\text{時短協力日数(※)}}{\text{参照期間の日数}}$  = 当該店舗の協力の額

25,000円 ×  $\frac{13 \text{ 日}}{\text{参照期間の日数}}$  = 325,000 円

※ 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く  
 上記内容で申請します。  
 当該様式の添付は必要です。売上高計算シートの添付は不要です。

1店舗の売上高が1日当たり売上高8万3,333円を超えないため、協力の額は1日当たり25,000円。店休日が2日間あるため、時短協力日数は13日。1日当たり25,000円（下限額）の場合は、本様式「店舗ごとの協力金申請額計算」の提出は必要ですが、売上高計算シートの添付は不要です。

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入

参照期間の売上高 ① \_\_\_\_\_ 円 (税抜きにて記載) ÷ 参照 \_\_\_\_\_ 円

1日当たりの協力の額 ③ \_\_\_\_\_,000円

1日当たりの協力の額 ③ \_\_\_\_\_,000円 × 時短協力日数 ④ \_\_\_\_\_ 日 = 当該店舗の協力の額 ⑤ \_\_\_\_\_,000円

最大7.5万円

罹災特例により参照年は、平成31年を平成30年に読み替えます。  
 上記内容で申請します。「売上高計算シート①」を添付してください。（罹災特例の場合は④）

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

記載例

11次（本申請分）

別紙2

●店舗 No. 2

申請受付要項 P. 9

受付  
番号  
(※) 協力金事務局 記載欄

### 店舗ごとの協力金申請額計算

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します。」にチェックしてください。

※「前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例（申請受付要項 p.5）に該当する場合は、別紙11も記入してください。

#### 【売上高方式】

中小企業ですか？（個人事業主は、「はい」にお進みください。）  
※ 中小企業に該当するかどうかは、（申請受付要項p.6）を参照してください。

はい ↓ いいえ ↓

1店舗（飲食部門）の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか？  
（売上高計算シート①で計算することができます。）

はい ↓ いいえ又は不明 ↓

別紙3の方式も選択可能です。  
（売上高減少額方式）

【参照期間 いずれかにチェック】  
 平成31年 3月  
 平成31年 3/7～3/21  
 令和2年 3月  
 令和2年 3/7～3/21  
 令和3年 3月  
 令和3年 3/7～3/21

協力の額は、1日当たり25,000円です。  
以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

25,000円 ×  $\frac{\text{時短協力日数(※)}}{\text{日}}$  = 当該店舗の協力金の額

※ 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く  
 上記内容で申請します。  
**当該様式の添付は必要です。売上高計算シートの添付は不要です。**

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

1円未満切り上げ

参照期間の売上高 ① 2,262,888 円 (税抜きにて記載) ÷ 参照期間の営業日数 27 日 = 参照期間の1日当たりの売上高 ② 83,811 円

× 0.3  
 千円未満切り上げ

1日当たりの協力金の額 ③ 26,000円 最大7.5万円

1日当たりの協力金の額 ③ 26,000円 × 時短協力日数 ④ 13 日 = 当該店舗の協力金の額 ⑤ 338,000円

罹災特例により参照年は、平成31年を平成30年に読み替えます。  
 上記内容で申請します。「売上高計算シート①」を添付してください。（罹災特例の場合は④）

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

記載例

11次（本申請分）

別紙3

©

申請受付要項 P. 10

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. \_\_\_\_\_

### 店舗ごとの協力金申請額計算

#### 【売上高減少額方式】

大企業又は「前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合

前年、前々年又は前々々年の下記期間（店休日除く）の売上高と今年の同期間（店休日除く）の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。  
減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

【参照期間の売上高】

【時短要請期間の売上高】

- |  |   |                    |
|--|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 平成31年3月の売上高           | > | 令和4年3月の売上高         |
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年3月の売上高 | > | 令和4年3月の売上高         |
| <input type="checkbox"/> 令和3年3月の売上高            | > | 令和4年3月の売上高         |
| <input type="checkbox"/> 平成31年3月7日～3月21日の売上高   | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |
| <input type="checkbox"/> 令和2年3月7日～3月21日の売上高    | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |
| <input type="checkbox"/> 令和3年3月7日～3月21日の売上高    | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |

はい

いいえ

申請できません。（中小企業・個人事業主の場合は、売上高方式で申請してください。）

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。  
1円未満切り上げ

参照期間の売上高(※1) ① 7,640,000 円	÷	参照期間の営業日数(※2) 27 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 282,963 円
-------------------------------	---	-----------------------	---	-------------------------------

時短要請期間の売上高(※1) ③ 1,250,000 円 ※1 税抜きにて記載	÷	時短要請期間の営業日数(※2) 27 日 ※2 店休日を除く	=	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 46,297 円
---	---	--------------------------------------	---	--------------------------------

参照期間の1日当たりの売上高 ② 282,963 円	-	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 46,297 円	=	参照期間から時短要請期間の1日当たりの売上高減少額 ⑤ 236,666 円
-------------------------------	---	--------------------------------	---	--

② 282,963 円	× 0.3 =	⑧ 85,000 円 千円未満切り上げ
⑤ 236,666 円	× 0.4 =	⑥ 95,000 円 千円未満切り上げ

上限額は⑧20万円又は⑥のいずれか低い額

上限額を超える場合は上限額としてください。

1日当たりの協力金の額 ⑦ 85,000 円	×	時短協力日数 ⑧ 13 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑨ 1,105,000 円
---------------------------	---	------------------	---	-----------------------------

罹災特例により参照年は、平成31年を平成30年に読み替えます。

上記内容で申請します。「売上高計算シート②-1 および②-2」を添付してください。  
(罹災特例の場合は、⑤-1 および⑤-2)



<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙4

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. \_\_\_\_\_

### 【平均方式（年間売上高による申請）】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合にご利用ください  
（大企業は利用できません。）。

### 事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

#### 参照期間（いずれかをチェック）

平成31年 令和2年 令和3年

1円未満切り上げ

事業者全体の参照期間の年間売上高	÷	店舗数	=	参照期間の店舗ごとの売上高
① _____ 円		_____ 店舗		② _____ 円
(税抜きにて記載)				

### 店舗ごとの年の飲食業売上高を年の日数で割る

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

#### 参照期間（いずれかをチェック）

平成31年 令和2年 令和3年

1円未満切り上げ

参照期間の店舗ごとの年間売上高	÷	参照期間の営業日数	=	参照期間の1日当たりの売上高
① 28,000,000 円		215 日		② 130,233 円
(税抜きにて記載)		(店休日を除く)		
			× 0.3	
			千円未満切り上げ	
				1日当たりの協力金の額
				③ 40,000 円
				最大7.5万円
1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数	=	当該店舗の協力金の額
③ 40,000 円		④ 12 日		⑤ 480,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 上記内容で申請します。				

<対象店舗>

午後9時までの時短営業（酒類提供は午後8時まで）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙5

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. \_\_\_\_\_

【新規開店特例】

店舗ごとの協力金申請額計算

時短要請月（3月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年等の飲食業売上が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和4年3月6日まで

参照期間の売上高	参照期間の営業日数	参照期間の1日当たりの売上高
① 18,450,000 円	205 日	② 90,000 円
(税抜きにて記載)	(店休日を除く)	1円未満切り上げ
		× 0.3
		千円未満切り上げ
		1日当たりの協力金の額
		③ 27,000円
		最大7.5万円
		下限2.5万円(※)
1日当たりの協力金の額	時短協力日数	当該店舗の協力金の額
③ 27,000円	12 日	④ 324,000円

上記内容で申請します

(注) 「売上高計算シート③」を添付してください。

※ 1日当たりの売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合、1日当たりの協力金の額（③）は、2万5,000円となります。

その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。



＜対象店舗＞

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙7

①、⑤  
申請受付要項  
P.10、P.11

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

記載例

●店舗 No. \_\_\_\_\_

店舗ごとの協力金申請額計算

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※「(前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が25万円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例（申請受付要項 p.5）に該当する場合は、別紙11も記入してください。

【売上高方式】

中小企業ですか？（個人事業主は、「はい」にお進みください。）

※ 中小企業に該当するかどうかは、（申請受付要項p.6）を参照してください。

はい

いいえ

1店舗（飲食部門）の売上高は1日当たり7万5千円を超えますか？  
（売上高計算シート①で計算することができます。）

大企業は、別紙8へお進みください。

はい

いいえ又は不明

別紙8の方式も選択可能です。  
（売上高減少額方式）

（注）【特例】平均方式（年間売上高による申請、別紙9）、  
新規開店特例（開業後1年未満の店舗、別紙10）等）

- 【参照期間 いずれかにチェック】
- 平成31年 3月
  - 平成31年 3/7～3/21
  - 令和2年 3月
  - 令和2年 3/7～3/21
  - 令和3年 3月
  - 令和3年 3/7～3/21

協力金の額は、1日当たり30,000円です。  
以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

30,000円 ×  日 =  円

※ 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く  
 上記内容で申請します。

当該様式の添付は必要です。売上高計算シートの添付は不要です。

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

1円未満切り上げ

参照期間の売上高 ① 1,600,000 円 <small>（税抜きにて記載）</small>	÷	参照期間の営業日数 15 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 106,667 円	
				× 0.4	
				千円未満切り上げ	
				1日当たりの協力金の額 ③ 43,000円	最大10万円
				↓	
1日当たりの協力金の額 ③ 43,000円	×	時短協力日数 ④ 14 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑤ 602,000円	

- 罹災特例により参照年は、平成31年を平成30年に読み替えます。
- 上記内容で申請します。「売上高計算シート①」を添付してください。（罹災特例の場合は④）

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙8

申請受付要項 P.11

受付番号

記載例

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. 3

### 店舗ごとの協力金申請額計算

#### 【売上高減少額方式】

大企業又は「(前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和4年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が25万円超の中小企業・個人事業主の場合

前年、前々年又は前々々年の下記期間（店休日除く）の売上高と今年の同期間（店休日除く）の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。  
減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

- |   |   |                    |  |
|---|---|--------------------|--|
| 【参照期間の売上高】  |   | 【時短要請期間の売上高】       |  |
| <input type="checkbox"/> 平成31年3月の売上高                    | > | 令和4年3月の売上高         |  |
| <input type="checkbox"/> 令和2年3月の売上高                     | > | 令和4年3月の売上高         |  |
| <input type="checkbox"/> 令和3年3月の売上高                     | > | 令和4年3月の売上高         |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 平成31年3月7日～3月21日の売上高 | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |  |
| <input type="checkbox"/> 令和2年3月7日～3月21日の売上高             | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |  |
| <input type="checkbox"/> 令和3年3月7日～3月21日の売上高             | > | 令和4年3月7日～3月21日の売上高 |  |

はい

いいえ

申請できません。(中小企業・個人事業主の場合は、売上高方式で申請してください。)

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。  
1円未満切り上げ

参照期間の売上高(※1)	÷	参照期間の営業日数(※2)	=	参照期間の1日当たりの売上高
① 1,604,000 円		15 日		② 106,934 円

時短要請期間の売上高(※1)	÷	時短要請期間の営業日数(※2)	=	時短要請期間の1日当たりの売上高
③ 328,000 円		12 日		④ 27,334 円

※1 税抜きにて記載      ※2 店休日を除く

参照期間の1日当たりの売上高	-	時短要請期間の1日当たりの売上高	=	参照期間から時短要請期間の1日当たりの売上高減少額
② 106,934 円		④ 27,334 円		⑤ 79,600 円

上限額のチェック

【上限額】20万円

× 0.4

||

千円未満切り上げ

1日当たりの協力金の額
⑥ 32,000円

上限額を超える場合は上限額としてください。

1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数	=	当該店舗の協力金の額
⑦ 32,000円		⑧ 12 日		⑨ 384,000円

罹災特例により参照年は、平成31年を平成30年に読み替えます。

上記内容で申請します。「売上高計算シート②-1および②-2」を添付してください。  
(罹災特例の場合は、⑤-1および⑤-2)

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙9

記載例

受付  
番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. \_\_\_\_\_

### 【平均方式（年間売上高による申請）】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合にご利用ください（大企業は利用できません。）。

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）

平成31年  令和2年  令和3年

1円未満切り上げ

事業者全体の参照期間の年間売上高	÷	店舗数	=	参照期間の店舗ごとの売上高
① _____ 円		_____ 店舗		② _____ 円
(税抜きにて記載)				

### 店舗ごとの年の飲食業売上高を年の日数で割る方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）

平成31年  令和2年  令和3年

1円未満切り上げ

参照期間の店舗ごとの年間売上高	÷	参照期間の営業日数	=	参照期間の1日当たりの売上高
① _____ 28,000,000 円		_____ 215 日		② _____ 130,233 円
(税抜きにて記載)		(店休日を除く)		
			× 0.4	
				千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額
				③ _____ 53 ,000円
				最大10万円
1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数	=	当該店舗の協力金の額
③ _____ 53 ,000円		④ _____ 8 日		⑤ _____ 424 ,000円

上記内容で申請します。

<対象店舗>

「非認証店」又は午後8時までの時短営業（酒類提供なし）  
を選択した「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

11次（本申請分）

別紙10

記載例

受付

番号

(※) 協力金事務局 記載欄

●店舗 No. \_\_\_\_\_

【新規開店特例】

### 店舗ごとの協力金申請額計算

時短要請月（3月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年等の飲食業売上が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

### ●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和4年3月6日まで

参照期間の売上高 ① 18,450,000 円 (税抜きにて記載)	÷	参照期間の営業日数 205 日 (店休日を除く)	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 90,000 円 <small>1円未満切り上げ</small>
				× 0.4    <small>千円未満切り上げ</small>
				1日当たりの協力金の額 ③ 36,000円
				最大10万円 下限 3万円(※)
1日当たりの協力金の額 ③ 36,000円	×	時短協力日数 10 日	=	当該店舗の協力金の額 ④ 360,000円

上記内容で申請します

(注) 「売上高計算シート③」を添付してください。

※ 1日当たりの売上高が7万5千円（税抜き）以下の場合、1日当たりの協力金の額（③）は、3万円となります。

その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。





11次（本申請）

【誓約書】

香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請分の支給を申請するに当り、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。  
(参考) 香川県補助金等交付規則  
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。  
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- ・ 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日（令和4年3月7日）より前に1日以上営業期間があります。
- ・ 支給対象日数には、定休日や要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- ・ 令和4年3月7日（月）午前0時から3月21日（月・祝）午後12時までの営業時間短縮等の要請期間を通して、営業時間等を次のとおりとし、その旨を店舗に掲示しました。  
①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店  
①A営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとするか、または、①B営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わない。  
②非認証店  
営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は行わない。
- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けました。（認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く）
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取り組みを行いました。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店にあっては、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱の第11条に定める認証事業者の責務を遵守しました。
- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。  
① 既にこの協力金（第11次）本申請の支給を受けた店舗  
② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗  
③ 小売りを営業の主体としてしていると認められる店舗  
④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗  
⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和4年 4月 20日

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

第3号様式（第5条関係）

11次（本申請）

（注意）申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】（店舗 No.）

（所在地）

（名 称）

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、協力金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請分の申請を行います。

【理由】

<記載例>

香川花子は平成〇年〇月〇日に結婚（離婚）して名字が変わりました。

（旧）讃岐 花子 →（新）香川 花子

上記の内容について、証明します。

【申請者（※自署）】

記入日 令和4年 月 日

法人所在地（個人事業主住所）

法人名（法人の場合のみ）

代表者名（個人事業主氏名）

【飲食店等営業許可を受けた者（※自署）】

記入日 令和4年 月 日

法人所在地（個人事業主住所）

法人名（法人の場合のみ）

代表者名（個人事業主氏名）

電 話 番 号

【チェックリスト】

11次（本申請）

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 第2次から第10次、第11次（早期支払い分）の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、(2)、(3)、(4)、(5)等の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

次の各次の協力金を各記入日に申請済み

<input checked="" type="checkbox"/>	第2次 (4/28～5/11) 6月2日	<input checked="" type="checkbox"/>	第3次 (5/12～31) 7月7日	<input checked="" type="checkbox"/>	第4次 (6/1～14) 7月20日	<input checked="" type="checkbox"/>	第5次 (8/7～19) 9月9日	<input checked="" type="checkbox"/>	第6次 (8/20～9/12) 10月1日
<input type="checkbox"/>	第7次 (8/27～9/12) 月 日	<input checked="" type="checkbox"/>	第8次 (9/13～30) 10月20日	<input checked="" type="checkbox"/>	第9次 (1/21～2/13) 3月1日	<input type="checkbox"/>	第10次 (2/14～3/6) 月 日	<input checked="" type="checkbox"/>	第11次 早期支払い分 (3/7～21) 3月18日

提出	省略	<b>【共通の提出書類】(1)～(9)</b>	各店舗において選択した、時短要請内容ごと、 計算方式ごとにより提出書類が異なります。
<b>(1) 香川県営業時間短縮協力金（第11次）本申請 申請書（第1号様式）</b>			
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）	
<input checked="" type="checkbox"/>	—	全ての申請対象店舗について別紙及び売上高計算シート（協力金の単価が下限額を超える店舗の場合に必要）を作成し添付している。	
<b>(2)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し</b>			
<input type="checkbox"/>		本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の住所と現住所が一致している。	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。	
<b>(3) 振込口座の通帳等の写し</b>			
<input type="checkbox"/>		振込口座は、法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人事業主本人の名義である。	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）	
		通帳等の写しを省略する場合、第2次～第10次、第11次（早期支払い分）と同じ振込口座である。	
<b>(4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し</b>			
※2次から10次、11次(早期支払い分)の協力金申請時と同一店舗で時短要請期間中有効である場合のみ省略が可能です。			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。	
<input type="checkbox"/>	※	複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証	
<b>(5) 税務署等に提出した直近（一番最近）の確定申告書の写しを添付している</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 【法人の場合】			
<input checked="" type="checkbox"/> 県内に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し	
<input type="checkbox"/> 県外に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人（設立・異動）届」の写し	
<input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税青色申告決算書（1頁目）」又は「収支内訳書（1頁目）」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し	

<b>（6）誓約書（第2号様式）</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し自筆で署名した。
<b>（7）（該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合には申立書の作成・添付
<input type="checkbox"/>	— 複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書の作成・添付
<b>（8）営業時間短縮等の実施状況がわかるもの</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 通常の営業時間・時間短縮に応じた営業の実施期間・短縮後の営業時間や酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）の状況を告知するチラシ等を店舗の入り口等に掲示した状況を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている内容のスクリーンショット等
<b>（9）施設の外観写真、内観写真</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 外観の写真は、店舗名、定休日などの店休日が確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	— 内観の写真は、営業している事実や感染防止対策の事実が確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	— 申請対象となる施設が複数ある場合は、それぞれの施設の写真
<b>（10）（該当者のみ）合併・法人成り・事業承継の事実が確認できる資料の写し</b>	
<input type="checkbox"/>	— <b>別紙11</b> （合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書）
<input type="checkbox"/>	— 合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	— 法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	— 事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し
<b>（11）（該当者のみ）罹災特例の事実が確認できる資料の写し</b>	
<input type="checkbox"/>	— 市町が発行する罹災証明書の写し
<b>（12）（該当者のみ）時短要請月を基準に開店後1年未満の事実が確認できる資料の写し</b>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 開店後1年未満である事実が確認できる資料（開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等）の写し
<b>【前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高により算出した協力金の単価が下限額（※）を超える場合の提出書類】（13）～（14）※選択した時短要請内容により2万5千円又は3万円</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— （1）～（12）の提出書類を添付している。
<b>（13）店舗の前年、前々年又は前々々年の飲食部門の売上高が分かる資料の写し</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 前年、前々年又は前々々年の3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <b>上記（前年、前々年又は前々々年）の売上を申告した</b> 確定申告書の写し（（5）税務署等に提出した直近（一番最近）の確定申告書の写しと同じものとなる場合は、1部提出で可）
	— 県外に主たる事務所を有する場合は、「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
<b>（14）店舗の前年、前々年又は前々々年の休業日が分かる資料の写し</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 前年、前々年又は前々々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）
<b>【売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合の提出書類】（15）～（16）</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— （1）～（14）の提出書類を添付している。
<b>（15）店舗の対象月の売上に係る売上帳等の写し</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 本年の3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等（時短要請期間方式を選択する場合は、3月7日から3月21日までの飲食業売上高が確認できるもの）の写し
<b>（16）店舗の対象月の休業日が分かる資料の写し</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	— 本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日（定休日などの店休日）を除く場合は、その休業日が確認できるもの（毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可）

# 売上高計算シート 記載の手引き

- 「香川県営業時間短縮協力金(第11次)申請方法フローチャート」または「香川県営業時間短縮協力金申請書(第11次)本申請の別紙2」を参考にいただき、売上高の計算方法を選択してください。
- 下記を参考にいただき、使用する売上高計算シートを選択してください。  
売上高計算シートの結果を基に、「香川県営業時間短縮協力金申請書(第11次)本申請の別紙2」以降に数値を記載してください。

	計算方法		計算シート	(参考) 申請書別紙
売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式		①	別紙2または別紙7
売上高減少額方式	月単位方式 または	参照期間	②-1	別紙3または別紙8
	時短要請期間方式	時短要請期間	②-2	
新規開店特例	月単位方式		③	別紙5または別紙10
罹災特例	売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	④	別紙2または別紙7
	売上高減少額方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	⑤-1 ⑤-2	別紙3または別紙8

計算例: 中小企業の場合、売上高計算シート①の1日当たり売上高が7万5,000円(認証店で9時までの時短の場合8万3,333円)を超えない場合、協力金の額は1日当たり3万円(認証店で9時までの時短の場合2万5,000円)になります。

香川県営業時間短縮協力金申請書(第11次)本申請の別紙2

売上高計算シート①

**【売上高方式】**

中小企業ですか? (個人事業主は、「はい」にお進みください。)  
※ 中小企業に該当するかどうかは、(申請受付要項p.6)を参照してください。

はい → 1店舗(飲食部門)の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか?  
(売上高計算シート①で計算することができます。)

いいえ → 大企業は、別紙3へお進みください。

はい → 別紙3の方式も選択可能です。  
(売上高減少額方式)

いいえ又は不明 → 協力の額は、1日当たり25,000円です。以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。  
25,000円 × 時短協力日数(※) = 当該店舗の協力金の額  
25,000円 × 13日 = 325,000円

※ 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く  
☑ 上記内容で申請します。  
当該様式の添付は必要です。売上高計算シートの添付は不要です。

1日当たり売上高

- 売上高計算シートに、売上高(消費税を抜いた金額)を入力してください。  
店休日の場合、「休」の欄には○を記載してください。  
なお、売上高は、日々の売上高の入力を省略し、各月計のみ入力することも可能です。
- 営業時間短縮等の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その売上高を飲食業売上高として計算します。
- 営業時間短縮等の要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- 月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たりの飲食業売上高を計算します。
- 通常の営業時間が午後9時を超えている「認証店」が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金(売上高方式の場合2.5万円～7.5万円)をお支払いすることになります。

売上高計算シート① <売上高方式算出表>

<売上高方式算出表>【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名：讃岐食堂

営業時間短縮等の内容  
 ①0.3 または ②0.4  
 いずれかに☑を付けてください  
 Excelの場合は、チェックボックスをクリックしてください

掛け率①0.3 午後9時までの時短営業  
 チェックボックス (酒類提供は午後8時まで)を選択した  
 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

掛け率②0.4 「非認証店」又は  
 チェックボックス 午後8時までの時短営業(酒類提供なし)を選択した  
 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

2019 平成31年

2020 令和2年

2021 令和3年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には、消費税(※)を除いた売上高を入力ください。 ※平成31年(2019年)10月1日から消費税率が変更(8%⇒10%)

3月		
日	休	売上高
1日(金)		70,000
2日(土)		90,000
3日(日)		70,000
4日(月)		60,000
5日(火)		90,000
6日(水)		95,000
7日(木)	○	
8日(金)		90,000
9日(土)		60,000
10日(日)		99,000
11日(月)		90,000
12日(火)		95,000
13日(水)		77,000
14日(木)	○	
15日(金)		90,000
16日(土)		90,000
17日(日)		70,000
18日(月)		90,000
19日(火)		95,000
20日(水)		67,000
21日(木)	○	
22日(金)		150,000
23日(土)		60,000
24日(日)		56,000
25日(月)		90,000
26日(火)		95,000
27日(水)		67,888
28日(木)	○	
29日(金)		56,000
30日(土)		142,000
31日(日)		58,000

3月		
日	休	売上高
1日(日)		22,000
2日(月)		45,000
3日(火)		38,000
4日(水)		38,000
5日(木)	○	
6日(金)		55,000
7日(土)		55,000
8日(日)		45,000
9日(月)		38,000
10日(火)		55,000
11日(水)		45,000
12日(木)	○	
13日(金)		38,000
14日(土)		45,000
15日(日)		38,000
16日(月)		55,000
17日(火)		45,000
18日(水)		41,000
19日(木)	○	
20日(金)		38,000
21日(土)		38,000
22日(日)		55,000
23日(月)		45,777
24日(火)		38,000
25日(水)		55,000
26日(木)	○	
27日(金)		49,000
28日(土)		55,000
29日(日)		38,000
30日(月)		55,000
31日(火)		37,000

3月		
日	休	売上高
1日(月)		57,000
2日(火)		44,000
3日(水)		43,000
4日(木)	○	
5日(金)		32,000
6日(土)		28,000
7日(日)		55,000
8日(月)		49,000
9日(火)		32,000
10日(水)		34,000
11日(木)	○	
12日(金)		42,000
13日(土)		35,000
14日(日)		31,000
15日(月)		32,000
16日(火)		30,000
17日(水)		33,000
18日(木)	○	
19日(金)		51,000
20日(土)		29,000
21日(日)		54,000
22日(月)		48,000
23日(火)		35,000
24日(水)		33,000
25日(木)	○	
26日(金)		38,000
27日(土)		36,000
28日(日)		44,000
29日(月)		41,000
30日(火)		36,000
31日(水)		38,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成31年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することも可

売上高計④	2,262,888
営業日	27
店休日	4
1日当たり売上高	83,811
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	26,000

※千円未満を切り上げ

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、⑥に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑥	1,201,777
営業日	27
店休日	4
1日当たり売上高	44,511
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	14,000

※千円未満を切り上げ

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、⑧に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑧	1,060,000
営業日	27
店休日	4
1日当たり売上高	39,260
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	12,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※平成31年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑩に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑩	1,013,000
営業日(最大15日)	12
店休日	3
1日当たり売上高	84,417
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	26,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和2年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑫に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑫	576,000
営業日(最大15日)	13
店休日	2
1日当たり売上高	44,308
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和3年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑭に合計金額を直接入力することも可

売上高計⑭	507,000
営業日(最大15日)	13
店休日	2
1日当たり売上高	39,000
①0.3 または ②0.4	0.3
1日当たりの支払い額 (売上高 × (①0.3、②0.4))	12,000

※千円未満を切り上げ

売上高計算シート②-1 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名：瀬戸内食堂

2019 平成31年

2020 令和2年

2021 令和3年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には、消費税(※)を除いた売上高を入力ください。 ※平成31年(2019年)10月1日から消費税率が変更(8%→10%)

3月		
日	休	売上高
1日(金)		50,000
2日(土)		70,000
3日(日)		87,000
4日(月)		92,000
5日(火)		110,000
6日(水)		95,000
7日(木)		111,000
8日(金)		210,000
9日(土)		200,000
10日(日)		100,000
11日(月)		90,000
12日(火)		95,000
13日(水)		77,000
14日(木)		77,000
15日(金)		90,000
16日(土)		140,000
17日(日)		95,000
18日(月)		90,000
19日(火)		95,000
20日(水)		67,000
21日(木)		67,000
22日(金)		87,000
23日(土)		80,000
24日(日)		91,000
25日(月)		90,000
26日(火)		95,000
27日(水)		67,888
28日(木)		67,888
29日(金)		67,000
30日(土)		72,000
31日(日)		58,000

3月		
日	休	売上高
1日(日)		22,000
2日(月)		45,000
3日(火)		38,000
4日(水)		70,000
5日(木)		38,000
6日(金)		55,000
7日(土)		160,000
8日(日)		145,000
9日(月)		120,000
10日(火)		55,000
11日(水)		53,000
12日(木)		45,000
13日(金)		58,000
14日(土)		45,000
15日(日)		38,000
16日(月)		55,000
17日(火)		45,000
18日(水)		43,000
19日(木)		44,000
20日(金)		55,000
21日(土)		38,000
22日(日)		55,000
23日(月)		45,777
24日(火)		38,000
25日(水)		43,000
26日(木)		52,000
27日(金)		57,000
28日(土)		55,000
29日(日)		38,000
30日(月)		120,000
31日(火)		57,000

3月		
日	休	売上高
1日(月)		30,000
2日(火)		33,000
3日(水)		32,000
4日(木)		56,000
5日(金)		69,000
6日(土)		61,000
7日(日)		120,000
8日(月)		140,000
9日(火)		90,000
10日(水)		40,000
11日(木)		23,000
12日(金)		35,000
13日(土)		44,000
14日(日)		42,000
15日(月)		37,000
16日(火)		28,000
17日(水)		45,000
18日(木)		59,000
19日(金)		55,000
20日(土)		45,000
21日(日)		42,000
22日(月)		33,000
23日(火)		28,000
24日(水)		61,000
25日(木)		38,000
26日(金)		56,000
27日(土)		57,888
28日(日)		37,888
29日(月)		32,000
30日(火)		56,000
31日(水)		71,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成31年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	2,883,776
営業日	31
店休日	0
参照月 1日当たり売上高	93,026

※1円未満を切り上げ

(ア)

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	1,827,777
営業日	31
店休日	0
参照月 1日当たり売上高	58,961

※1円未満を切り上げ

(イ)

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	1,596,776
営業日	31
店休日	0
参照月 1日当たり売上高	51,509

※1円未満を切り上げ

(ウ)

【時短要請期間方式】

※平成31年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	1,604,000
営業日(最大15日)	15
店休日	0
参照期間 1日当たり売上高	106,934

※1円未満を切り上げ

(エ)

【時短要請期間方式】

※令和2年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	999,000
営業日(最大15日)	15
店休日	0
参照期間 1日当たり売上高	66,600

※1円未満を切り上げ

(オ)

【時短要請期間方式】

※令和3年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊦	845,000
営業日(最大15日)	15
店休日	0
参照期間 1日当たり売上高	56,334

※1円未満を切り上げ

(カ)

売上高計算シート②-2 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名：瀬戸内食堂

2022 令和4年

3月		
日	休	売上高
1日(火)	○	0
2日(水)	○	0
3日(木)	○	0
4日(金)		10,000
5日(土)		21,000
6日(日)		24,000
7日(月)		11,000
8日(火)		12,000
9日(水)		10,000
10日(木)		14,000
11日(金)		12,000
12日(土)		25,000
13日(日)		11,000
14日(月)		55,000
15日(火)		45,000
16日(水)	○	0
17日(木)	○	0
18日(金)	○	0
19日(土)		43,000
20日(日)		45,000
21日(月)		45,000
22日(火)		38,000
23日(水)		55,000
24日(木)		20,000
25日(金)		42,000
26日(土)		45,000
27日(日)		38,000
28日(月)		38,000
29日(火)		23,000
30日(水)		24,000
31日(木)		15,000

選択方式

最も高い金額にチェック

①(参照) 月単位方式 平成31年3月 (ア) 時短要請期間 令和4年3月 (キ) (ア) - (キ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	93,026 28,840 26,000
②(参照) 月単位方式 令和2年3月 (イ) 時短要請期間 令和4年3月 (キ) (イ) - (キ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	58,961 28,840 13,000
③(参照) 月単位方式 令和3年3月 (ウ) 時短要請期間 令和4年3月 (キ) (ウ) - (キ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	51,509 28,840 10,000
④(参照) 時短要請期間方式 平成31年3/7~3/21 (工) 時短要請期間 令和4年3/7~3/21 (ク) (工) - (ク) × 0.4 (千円未満切り上げ)	106,934 27,334 32,000
⑤(参照) 時短要請期間方式 令和2年3/7~3/21 (オ) 時短要請期間 令和4年3/7~3/21 (ク) (オ) - (ク) × 0.4 (千円未満切り上げ)	66,600 27,334 16,000
⑥(参照) 時短要請期間方式 令和3年3/7~3/21 (カ) 時短要請期間 令和4年3/7~3/21 (ク) (カ) - (ク) × 0.4 (千円未満切り上げ)	56,334 27,334 12,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和4年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を  
直接入力することも可

令和4年3月売上高計㊦	721,000
営業日	25
店休日	6
令和4年 時短要請月 1日当たり売上高	28,840 (キ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和4年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊦に合計金額を  
直接入力することも可

令和4年3/7~21 売上高計㊦	328,000
営業日(最大15日)	12
店休日	3
令和4年 時短要請期間 1日当たり売上高	27,334 (ク)

※1円未満を切り上げ

上限額

●下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回れば、200,000にチェック

A 上限額(定額)	200,000
-----------	---------

最も高い金額にチェック

B ①(参照) 月単位方式 平成31年3月 (ア) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
②(参照) 月単位方式 令和2年3月 (イ) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
③(参照) 月単位方式 令和3年3月 (ウ) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
④(参照) 時短要請期間方式 平成31年3/7~3/21 (工) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
⑤(参照) 時短要請期間方式 令和2年3/7~3/21 (オ) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
⑥(参照) 時短要請期間方式 令和3年3/7~3/21 (カ) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	



【罹災特例】売上高計算シート④ <売上高方式算出表>

<売上高方式算出表>【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

店舗名：□□食堂

営業時間短縮等の内容

掛け率① 0.3 午後9時までの時短営業  
 チェックボックス (酒類提供は午後8時まで)を選択した  
 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

掛け率② 0.4 「非認証店」又は  
 チェックボックス 午後8時までの時短営業(酒類提供なし)を選択した  
 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

①0.3 または ②0.4  
 いずれかに☑を付けてください

Excelの場合は、チェックボックスをクリックしてください

2018 平成30年

3月		
日	休	売上高
1日(木)	○	
2日(金)		70,000
3日(土)		90,000
4日(日)		95,000
5日(月)		90,000
6日(火)		95,000
7日(水)		90,000
8日(木)	○	
9日(金)		90,000
10日(土)		60,000
11日(日)		77,000
12日(月)		95,000
13日(火)		77,000
14日(水)		90,000
15日(木)	○	
16日(金)		90,000
17日(土)		90,000
18日(日)		67,000
19日(月)		95,000
20日(火)		67,000
21日(水)		90,000
22日(木)	○	
23日(金)		150,000
24日(土)		60,000
25日(日)		67,888
26日(月)		95,000
27日(火)		67,888
28日(水)		170,000
29日(木)	○	
30日(金)		88,000
31日(土)		88,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成30年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接入力することでも可

売上高計	2,304,776
営業日	26
店休日	5
平成30年 1日当たり売上高	88,646
①0.4 または ②0.3	0.4
1日当たりの支払い額 (上記×(①0.4、②0.3))	36,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※平成30年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接入力することでも可

売上高計	1,078,000
営業日(最大15日)	13
店休日	2
平成30年 1日当たり売上高	82,924
①0.4 または ②0.3	0.4
1日当たりの支払い額 (上記×(①0.4、②0.3))	34,000

※千円未満を切り上げ

&lt;売上高減少額方式算出表&gt; 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名：〇〇食堂

## 2018 平成30年

定休日には「休」欄に〇を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

3月		
日	休	売上高
1日(木)		90,000
2日(金)		70,000
3日(土)		60,000
4日(日)	○	
5日(月)		95,000
6日(火)		95,000
7日(水)		90,000
8日(木)		95,000
9日(金)		90,000
10日(土)		90,000
11日(日)	○	
12日(月)		77,000
13日(火)		77,000
14日(水)		60,000
15日(木)		95,000
16日(金)		90,000
17日(土)		90,000
18日(日)	○	
19日(月)		67,000
20日(火)		67,000
21日(水)		90,000
22日(木)		95,000
23日(金)		150,000
24日(土)		90,000
25日(日)	○	
26日(月)		67,888
27日(火)		67,888
28日(水)		60,000
29日(木)		73,000
30日(金)		88,000
31日(土)		90,000

↓上の入力結果が自動計算されます

## 【月単位方式】

※平成30年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接入力することも可

売上高計	2,269,776
営業日	27
店休日	4
平成30年 参照月 1日当たり売上高	84,066 (ア)

※1円未満を切り上げ

## 【時短要請期間方式】

※平成30年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接入力することも可

売上高計	1,078,000
営業日(最大15日)	13
店休日	2
平成30年 参照期間 1日当たり売上高	82,924 (イ)

※1円未満を切り上げ

【罹災特例】売上高計算シート⑤ - 2 <売上高減少額方式算出表>

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名：○○食堂

2022 令和4年

3月		
日	休	売上高
1日(火)		28,000
2日(水)		22,000
3日(木)		45,999
4日(金)		45,000
5日(土)		38,000
6日(日)	○	
7日(月)		38,000
8日(火)		55,000
9日(水)		45,000
10日(木)		30,000
11日(金)		55,000
12日(土)		35,000
13日(日)	○	
14日(月)		55,000
15日(火)		45,000
16日(水)		38,000
17日(木)		45,000
18日(金)		38,000
19日(土)		22,000
20日(日)	○	
21日(月)		45,000
22日(火)		38,000
23日(水)		55,000
24日(木)		38,000
25日(金)		38,000
26日(土)		55,000
27日(日)	○	
28日(月)		38,000
29日(火)		38,000
30日(水)		22,000
31日(木)		23,000

午後9時までの時短営業  
(酒類提供は午後8時まで)を選択した  
「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

★下記の「選択方式」の中から、  
最も高い金額にチェック  
★「上限額」についても、該当する  
金額にチェック

「非認証店」又は  
午後8時までの時短営業(酒類提供なし)を選択した  
「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

★下記の「選択方式」の中から、  
最も高い金額にチェック  
※20万円が1日当たりの上限額

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和4年3月

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接  
入力することも可

令和4年3月売上高計	1,069,999
営業日	27
店休日	4
令和4年 時短要請月 1日当たり売上高	39,630 (ウ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和4年3/7から3/21までの15日間

※売上高については、日々の売上ではなく、売上高計に合計金額を直接  
入力することも可

令和4年3/7～21 売上高計	546,000
営業日(最大15日)	13
店休日	2
令和4年 時短要請期間 1日当たり売上高	42,000 (エ)

※1円未満を切り上げ

選択方式

最も高い金額にチェック

①(参照)月単位方式 平成30年3月(ア) 時短要請期間 令和4年3月(ウ) (ア) - (ウ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	84,066
	39,630 <input checked="" type="checkbox"/>
	18,000
②(参照)時短要請期間方式 平成30年3/7～3/21(イ) 時短要請期間 令和4年3/7～3/21(エ) (イ) - (エ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	82,924
	42,000
	17,000

上限額

●下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回れば、200,000にチェック

A 上限額(定額)	200,000
-----------	---------

『時短営業9時まで(認証店)』の場合のみ、最も高い金額にチェック

B ①(参照)月単位方式 平成30年3月(ア) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	
②(参照)時短要請期間方式 平成30年3/7～3/21(イ) 上記 × 0.3 (千円未満切り上げ)	